

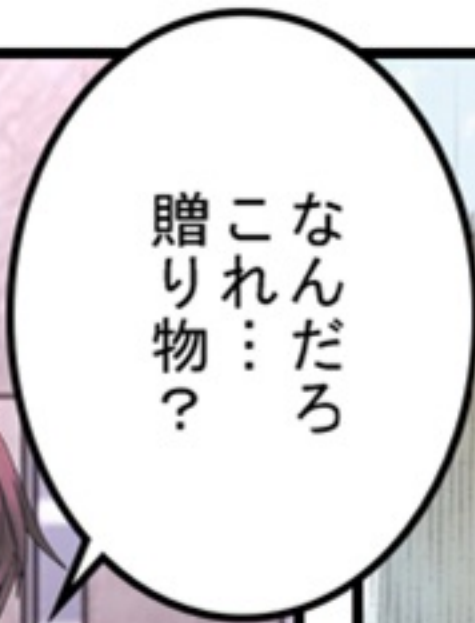
小橋本先生の

あんしん離婚相談室



第3回 浮気夫からの離婚請求？

監修：弁護士法人リバーシティ法律事務所







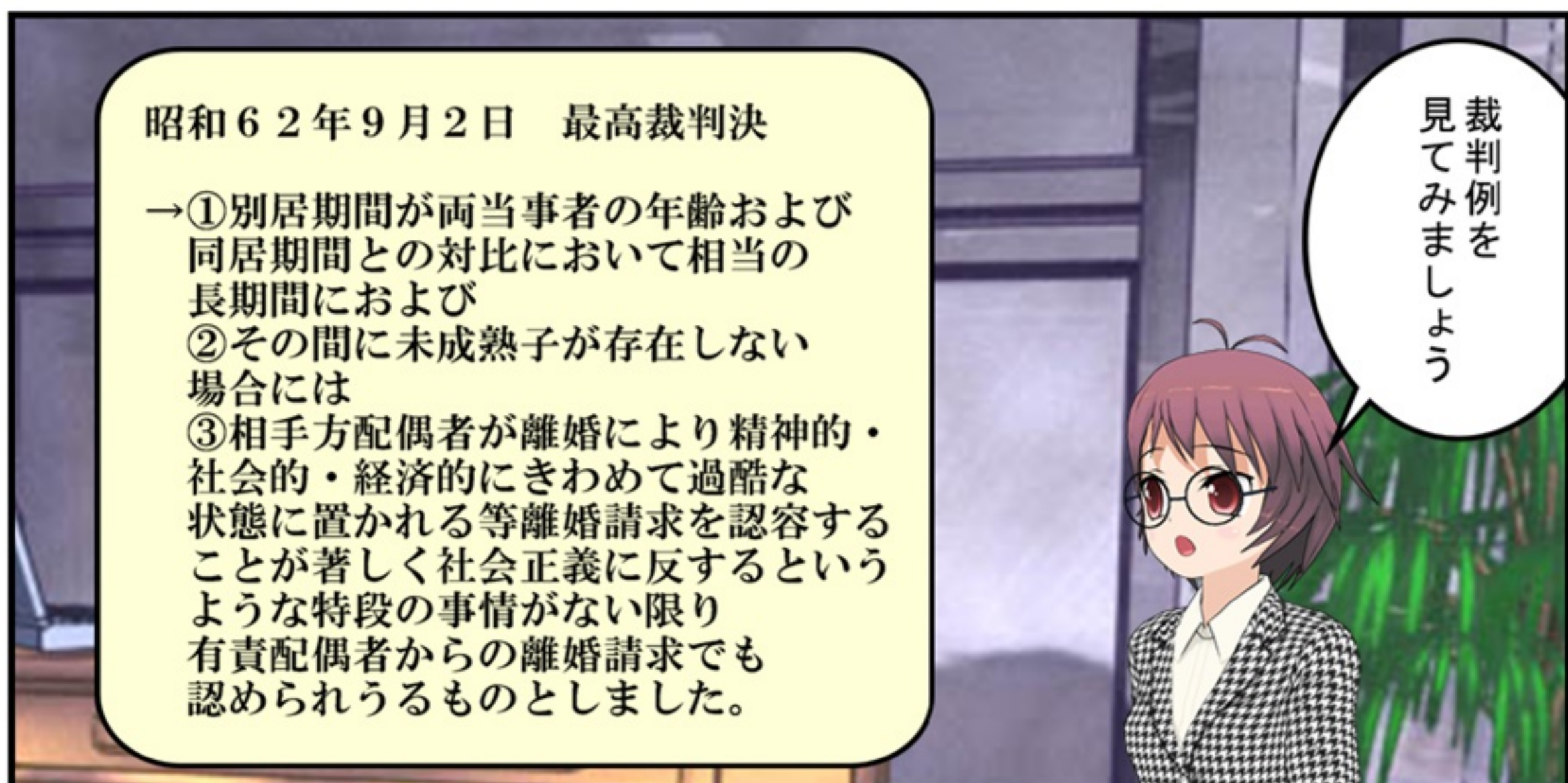
昭和27年2月19日 最高裁判決
(踏んだり蹴ったり判決)

→夫が愛人を作って、邪魔になった妻を追い出すために離婚の請求をした事件で、裁判所は、「もしかかる請求が是認されるならば…全く俗にいう踏んだり蹴ったりである」として、夫の離婚請求を認めませんでした。

その後の裁判例も、有責配偶者（不貞行為等を行った側）からの離婚請求は原則として認められないとしています。

過去にこのように裁判例がなす出ています





昭和62年9月2日 最高裁判決

- ①別居期間が両当事者の年齢および同居期間との対比において相当の長期間におよび
②その間に未成熟子が存在しない場合には
③相手方配偶者が離婚により精神的・社会的・経済的にきわめて過酷な状態に置かれる等離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するというような特段の事情がない限り有責配偶者からの離婚請求でも認められうるものとなりました。

昭和62年の判決以降
有責配偶者からの
離婚請求を認める
裁判例も多く
出ています

別居期間の点などで
徐々に要件が
緩やかになってきて
いる傾向がありますね

大谷さんの場合
今後何年も
別居が続いて
お子さんが成長し

未成熟子とは
いえなくなつた
場合などには
事情が変わるかも
しれません

いずれにせよ
不貞行為を
立証できれば

今すぐに離婚が
認められる
可能性は
低いでしょう

離婚に応じないと
生活費を
払わないぞって
脅すんです！

どうしたら
いいですか？



金額の合意が
できないときは
裁判所が審判で
決めてくれますよ

夫が生活費を
払わない場合には
婚姻費用請求の
調停申立も
できますね

わあ..



変な
事務所..

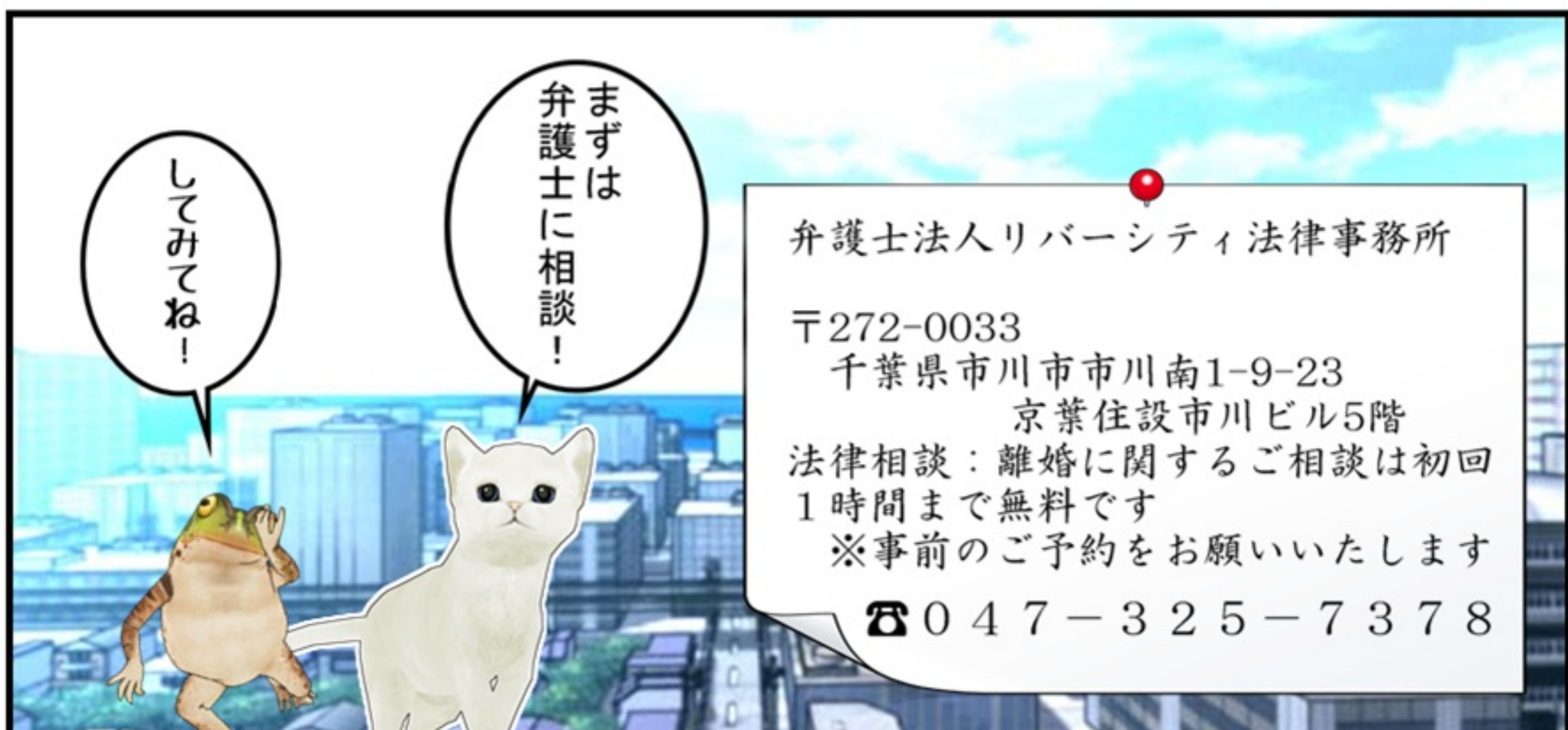
わしの
孫じゃ！

私の
マゴよ！



すっかり
弁護士らしく
なってる！

さすがは
私のマゴね！



まずは
弁護士に相談！

してみてね！

弁護士法人リバーシティ法律事務所

〒272-0033

千葉県市川市市川南1-9-23

京葉住設市川ビル5階

法律相談：離婚に関するご相談は初回
1時間まで無料です

※事前のご予約をお願いいたします

☎ 047-325-7378